

新潟市屋外広告物条例施行規則

平成 8 年 3 月 1 日
規 則 第 17 号

改正 平成 15 年 3 月 25 日規則第 18 号
平成 17 年 3 月 18 日規則第 105 号
平成 17 年 10 月 3 日規則第 212 号
平成 18 年 3 月 27 日規則第 18 号
平成 19 年 3 月 26 日規則第 23 号
平成 21 年 7 月 13 日規則第 62 号
平成 24 年 3 月 16 日規則第 12 号
平成 24 年 7 月 2 日規則第 79 号
平成 27 年 12 月 4 日規則第 81 号
平成 27 年 12 月 21 日規則第 82 号
平成 29 年 3 月 22 日規則第 8 号
令和 3 年 3 月 31 日規則第 26 号
令和 5 年 12 月 27 日規則第 48 号
令和 8 年 7 月 8 日規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市屋外広告物条例（平成 7 年新潟市条例第 59 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（次項及び第 5 項に掲げる者を除く。）及び条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（第 5 項に掲げる者を除く。）は、別記様式第 1 号による屋外広告物許可申請書正副 2 通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部若しくは全部又は副本を省略することができる。

- (1) 広告物等（条例第 2 条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置する場所及び周辺の状況を示す図面及びカラー写真
- (2) 広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面又は広告物等の見本
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し

(4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 既存の掲出物件（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第2項で定める掲出物件をいう。）を用いて条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者及び条例第4条第2項の規定による広告物等の継続許可を受けようとする者は、別記様式第1号による屋外広告物許可申請書正副2通に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部若しくは全部又は副本を省略することができる。

(1) 広告物等の現況及びその周辺の状況を示すカラー写真

(2) 別記様式第2号による屋外広告物安全点検報告書

(3) 広告物等を表示し、又は設置する土地又は建築物等が自己の所有又は管理に属さない場合は、当該土地又は建築物等の所有者若しくは管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し

(4) 他の法令の規定により許可等を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面又はその写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第6項（条例第4条第3項において同条第1項の許可及び規則で定める軽微な変更又は改造について準用する場合を含む。）の規定により市長と協議をする者は、別記様式第2号の2による屋外広告物景観事前協議申出書に第1項各号に掲げる書類を添えて市長と協議しなければならない。

4 条例第3条第6項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件を1月を超えて表示し、又は設置する行為とする。

(1) 地上からの高さが15メートルを超えるもの

(2) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの

(3) 地上からの高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の2分の1を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの

5 条例第4条の2又は条例第10条の2の規定により、条例第3条第1項又は条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2号の3による屋外広告物特例許可申請書正副2通に第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、添付書類の一部若しくは全部又は副本を省略することができる。

6 第2項第2号の屋外広告物安全点検報告書は、条例第3条第5項の規定による管理する者が点検し、作成しなければならない。

7 条例第3条第1項並びに条例第4条第1項及び第2項の規定による許可の通知は、その許可を受けようとする者に別記様式第3号による屋外広告物許可書を交付することにより行うものとする。この場合において、第1項、第2項及び第5項に規定する副本を提出しているときは、当該許可書に当該副本を添えて交付するものとする。

(許可の基準)

第3条 条例第3条第2項の規定による許可の基準については、第10条を準用する。

(許可の期間)

第4条 条例第3条第4項に規定する許可の期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれの定めるところによる。

- 1 はり紙 2月以内
- 2 はり札等、広告旗、立看板等、広告幕、アドバルーン及び提灯 3月以内
- 3 前2号に掲げるもの以外のもの 3年以内

(資格を有する管理者の必要な広告物等)

第5条 条例第3条第5項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に規定する高さ4メートルを超える広告塔、広告板その他これらに類する広告物等とする。

(管理者の資格)

第6条 条例第3条第5項ただし書の規則で定める資格を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条の2第1項に規定する特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けている者
 - (3) 屋外広告業（屋外広告物法第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を営む者の営業所における広告物等の表示又は設置の責任者として20年以上の経験を有するものとして市長が認定したもの
- 2 前項第3号の認定を受けようとする者は、同号に該当することを証する書面を添えて、市長に別記様式第4号による認定申請書を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を提出した者に対して、第1項第3号の認定をしたときは、遅滞なく、その旨をその申請者に通知するものとする。認定をしないときも同様とする。
- 4 前項の規定による認定の通知は、別記様式第4号の2による資格認定証の交付をもって行うものとする。

(取付け完了の届出)

第7条 条例第3条第1項及び条例第4条第1項の規定による広告物等の表示又は設置の

許可を受けた者がその取付けを完了したときは、別記様式第 5 号による屋外広告物取付完了届出書に当該広告物等のカラー写真を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等についてはこの限りでない。

(軽微な変更)

第 8 条 条例第 4 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次のとおりとする。ただし、第 2 号の規定は、条例第 4 条の 2 の規定により条例第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の許可を受けた広告物等の軽微な変更又は改造については適用しない。

- (1) 補修又は塗装替えを行う場合
- (2) 広告物（屋外広告物法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）について、形状、大きさ及び構造が同一性を失わない程度の変更を行う場合並びに色彩、意匠又は広告物の内容の変更を行う場合

(管理者の変更の届出)

第 9 条 条例第 5 条の規定による管理者等の変更の届出は、別記様式第 6 号によるものとする。

(規格)

第10条 条例第 6 条に規定する規格は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づき定められた新潟市景観計画（平成 19 年新潟市告示第 59 号）における特別区域（以下「特別区域」という。）に係る条例第 6 条に規定する規格は、同計画における屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項のとおりとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の条例第 6 条に規定する規格は、それぞれの定めによるものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に特別の定めがある場合
- (2) 市長が、公益上特別な事由があると認める規格による場合

(適用除外)

第11条 条例第 10 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、同条第 3 項及び同条第 5 項第 1 号に規定する基準（以下「除外基準」という。）は、別表第 2 のとおりとする。ただし、特別区域のうち古町花街地区新道ゾーンにおける除外基準については、別表第 3 のとおりとする。

(営利を目的としない広告物等)

第12条 条例第 10 条第 4 項に規定する規則で定める営利を目的としない広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 表示面積は、1 平方メートル以内であること。
- (2) けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

(公益上必要な施設又は物件)

第12条の2 条例第10条の2第1項第1号の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 公衆の利便に供することを目的とする案内図板又は公共掲示板
- (2) 前号に類するものとして市長が認めるもの

(地域における公共的な取組)

第12条の3 条例第10条の2第2項第2号の規則で定める地域における公共的な取組は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理
- (3) 防犯又は防災活動
- (4) 地域の活性化等に寄与すると市長が認める催しの開催
- (5) 前各号に類するものとして市長が認めるもの

(手数料の免除申請)

第13条 条例第12条第1項ただし書及び同条第2項の規定による手数料の全部又は一部の免除を受けようとするものは、別記様式第7号による許可申請手数料免除申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の表示)

第14条 条例第15条の規定による許可の表示は、市長が交付する別記様式第8号による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けて行うものとする。ただし、申請に係る広告物等がはり紙又ははり札等であるときは、当該広告物に別記様式第9号による許可証票をはり付けて行うものとする。

(点検)

第14条の2 条例第16条の2ただし書の規則で定める簡易広告物は、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等とする。

(除却等の届出)

第15条 条例第17条第2項の規定による広告物等の除却及び滅失の届出は、別記様式第10号によるものとする。

(広告物等の公示場所)

第15条の2 条例第19条の3第1項第1号の規則で定める場所は、新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場とする。

(保管物件一覧簿)

第15条の3 条例第19条の3第2項の規則で定める保管物件一覧簿の様式は、別記様式第10号の2によるものとし、同項の規則で定める保管物件一覧簿を備え付ける場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新潟市都市政策部都市計画課
- (2) 新潟市北区役所

- (3) 新潟市東区役所
- (4) 新潟市中央区役所
- (5) 新潟市江南区役所
- (6) 新潟市秋葉区役所
- (7) 新潟市南区役所
- (8) 新潟市西区役所
- (9) 新潟市西蒲区役所

(広告物等の返還)

第15条の4 条例第19条の7の規則で定める受領書の様式は、別記様式第10号の3によるものとする。

(身分証明書の様式)

第15条の5 条例第20条第3項の証明書の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(更新の登録の申請期限)

第16条 条例第22条第3項に規定する更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

(登録申請)

第16条の2 条例第22条の2第1項の登録申請書の様式は、別記様式第12号によるものとし、条例第22条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、これを正副2通提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、副本を省略することができる。

2 条例第22条の2第2項（条例第22条の5第3項において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

ア 法人の登記事項証明書

イ 役員の略歴書

ウ 役員が未成年者であるときは、その法定代理人の次に掲げる書類

（ア） 住民票抄本又はこれに準ずる書類（法定代理人が法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書）

（イ） 略歴書（法定代理人が法人である場合においては、その役員の略歴書）

（ウ） 法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。

次号ウ（ウ）において同じ。）が条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(2) 登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

ア 住民票抄本又はこれに準ずる書類

イ 略歴書

ウ 登録申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の次に掲げる書類

(ア) 住民票抄本又はこれに準ずる書類(法定代理人が法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書)

(イ) 略歴書(法定代理人が法人である場合においては、その役員の略歴書)

(ウ) 法定代理人が条例第 22 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

(3) 業務主任者の住民票抄本又はこれに準ずる書類

(4) 業務主任者が条例第 22 条の 9 第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(5) 業務主任者の略歴書

(6) その他市長が必要と認める書類

3 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第 22 条の 2 第 2 項並びに前項第 1 号ウ(ウ)及び第 2 号ウ(ウ)に規定する書面 別記様式第 13 号

(2) 前項第 1 号イ及びウ(イ)並びに第 2 号イ及びウ(イ)に規定する略歴書 別記様式第 14 号

(3) 前項第 5 号に規定する略歴書 別記様式第 14 号の 2

(登録簿)

第16条の 3 条例第 22 条の 3 第 1 項の規定による屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、別記様式第 14 号の 3 によるものとする。

2 条例第 22 条の 6 の規定による閲覧は、別記様式第 14 号の 4 の屋外広告業者登録簿・屋外広告業者監督処分簿閲覧申請書により申請するものとし、その他の手続は別に定めるものとする。

(登録の通知)

第16条の 4 条例第 22 条の 3 第 2 項の規定による通知は、その登録を受けようとする者に別記様式第 14 号の 5 の屋外広告業登録済証を交付することにより行うものとする。
この場合において、第 16 条の 2 第 1 項に規定する副本を提出しているときは、当該登録済証に当該副本を添えて交付するものとする。

第16条の 5 削除

(登録事項の変更の届出)

第16条の 6 条例第 22 条の 5 第 1 項の規定による届出(以下「変更の届出」という。)は、別記様式第 14 号の 6 の屋外広告業登録事項変更届出書によるものとし、登録事項に変更のあった屋外広告業者は、これを正副 2 通提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、副本を省略することができる。

2 屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更した場合 次に掲げる区分に応じ、次に定める書類
ア 変更の届出をした者が個人であるとき。 住民票抄本又はこれに準ずる書類
イ 変更の届出をした者が法人であるとき。 登記事項証明書
 - (2) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項（登記されたものに限る。）を変更した場合 登記事項証明書
 - (3) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事項を変更した場合 第 16 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する書類及び同条第 3 項第 1 号に規定する書類（変更のあった役員に関するものに限る。）
 - (4) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事項を変更した場合 第 16 条の 2 第 2 項第 1 号又は第 2 号及び第 3 項第 1 号に規定する書類（変更のあった法定代理人に関するものに限る。）
 - (5) 条例第 22 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる事項を変更した場合 第 16 条の 2 第 2 項第 3 号から第 5 号に規定する書類
- 3 条例第 22 条の 5 第 4 項で準用する条例第 22 条の 3 第 2 項の規定による通知は、別記様式第 14 号の 7 による屋外広告業変更登録済証を交付することにより行うものとする。この場合において、第 1 項に規定する副本を提出しているときは、当該変更登録済証に当該副本を添えて交付するものとする。
- （廃業等の届出）**
- 第16条の 7** 条例第 22 条の 7 第 1 項の規定による届出は、別記様式第 14 号の 8 による屋外広告業廃業等届出書により行うものとする。
- （休止の届出等）**
- 第16条の 8** 条例第 22 条の 9 第 3 項の規定による届出は、別記様式第 14 号の 9 による屋外広告業休止届出書により行うものとする。
- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その届出者にその旨の通知をするものとし、当該通知は、別記様式第 14 号の 10 による屋外広告業休止証（以下「休止証」という。）を交付して行うものとする。
 - 3 市長が休止証を交付したときは、条例第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定による登録を抹消しない。ただし、屋外広告業を営むことはできないものとする。
 - 4 第 1 項の届出は、条例第 22 条第 1 項及び第 3 項の規定による登録の有効期間に限り効力を有する。この場合において、次項で規定する屋外広告業休止解除届出書による休止の解除が当該有効期間に行われるときを除き、当該休止は、条例第 22 条第 1 項及び第 3 項の規定による登録の有効期間の満了の日をもって、当該登録とともに、その効力を失うものとする。
 - 5 条例第 22 条の 9 第 4 項に規定する休止の解除の届出は、別記様式第 14 号の 11 による屋外広告業休止解除届出書に新たに選任する業務主任者に係る第 16 条の 2 第 2 項

第3号から第6号までに規定する書類を添えて、行うものとする。

- 6 市長は、前項の届出書を受理したときは、遅滞なく、その届出者にその旨の通知をするものとし、当該通知は、別記様式第14号の12による屋外広告業休止解除証（以下「休止解除証」という。）を交付して行うものとする。
- 7 前項の規定により休止解除証を交付された者は、条例第22条第1項又は第3項の規定による登録の有効期間の満了の日（当該登録の有効期間の満了の日前に条例第22条の7第1項の規定による届出をしたとき、又は条例第22条の9第3項の規定による届出を新たにしたときは、当該届出が受理された日）までの間、屋外広告業を営むことができる。
- 8 市長は、屋外広告業休止届出書を受理したとき又は屋外広告業休止解除届出書を受理したときは、遅滞なく、その旨を登録簿に登録しなければならない。

（標識）

第16条の9 条例第22条の10に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

- 2 条例第22条の10に規定する標識の様式は、別記様式第14号の13によるものとする。

（帳簿の備付け等）

第16条の10 条例第22条の11に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者の氏名又は商号及び名称並びに住所又は所在地
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額
- (6) 市長が必要と認める事項

- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）により記録されている場合において、必要に応じこれを屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるときは、当該記録を条例第22条の11に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

- 3 帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

- 4 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（講習会の開催等）

第17条 市長は、条例第 23 条第 1 項の講習会（以下「講習会」という。）を原則として年 1 回開催するものとする。

2 講習会の講習科目は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物等に関する法令
- (2) 広告物等の表示又は設置の方法に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

3 市長は、講習会を開催するときは、あらかじめその日時、場所その他講習会の開催に関して必要な事項を周知するものとする。

4 講習会を受講しようとする者は、別記様式第 15 号による屋外広告物講習会受講申込書を市長に提出しなければならない。

5 市長は、講習会を修了した者を別記様式第 16 号による屋外広告物講習会修了者台帳に登載し、別記様式第 17 号による屋外広告物講習会修了証書を交付するものとする。

6 市長は、条例第 23 条第 2 項の規定により講習会の運営に関する事務を委託しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（講習科目の一部免除）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前条第 2 項第 3 号に掲げる講習科目を免除することができる。

- (1) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 27 条第 1 項に規定する準則訓練（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者、同法第 28 条第 1 項の免許（帆布製品科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第 44 条第 1 項の技能検定（帆布製品製造に係るものに限る。）に合格した者

2 前項の免除を受けようとする者は、該当することを証する書面を添えて、別記様式第 18 号による講習科目一部免除申請書を市長に提出しなければならない。

（監督処分簿）

第19条 条例第 24 条の 2 第 1 項に規定する屋外広告業者監督処分簿は、別記様式第 19 号によるものとする。

2 条例第 24 条の 2 第 1 項に規定する閲覧は、屋外広告業者登録簿・屋外広告業者監督処分簿閲覧申請書により申請するものとし、その他の手続は別に定めるものとする。

3 条例第 24 条の 2 第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の名称及び氏名並びに住所（法人にあっては商号又は

名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (2) 処分の年月日及び登録番号
- (3) 処分の原因となった行為等
- (4) 処分の根拠となる条例の条項及び罰則等の適用状況
- (5) その他参考となる事項

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 18 年 3 月 31 日までの間に屋外広告業の届出をしている者に関する特例)
- 2 条例附則第 19 項の規定による屋外広告業を廃止した旨の届出は附則別記様式第 1 号による屋外広告業廃止届出書によるものとし、同項の規定による同項各号に掲げる事項を変更した旨の届出は附則別記様式第 2 号による屋外広告業変更届出書によるものとする。
- 3 市長は、前項の屋外広告業変更届出書を受理したときは、附則別記様式第 3 号による屋外広告業届出済証を交付するものとする。
- 4 条例附則第 19 項第 4 号の事項を変更したときは、附則第 2 項の屋外広告業変更届出書に営業所に新たに置く講習会修了者等が条例附則第 17 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付しなければならない。
- 5 条例附則第 19 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 主たる営業の内容
 - (2) 屋外広告業者の組織する団体に加入している場合においては、その団体の名称
- 6 屋外広告業者は、屋外広告業届出済証（附則第 3 項で規定する屋外広告業届出済証及び新潟市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成 18 年新潟市規則第 18 号）による改正前の新潟市屋外広告物条例施行規則第 16 条第 5 項に規定する屋外広告業届出済証をいう。）を営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

附則別記様式第 1 号（附則第 2 項関係）

屋外広告業廃止届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届出者

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

屋外広告業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

氏 名 又 は 名 称	
住所又は所在地	
届 出 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
理 由	

附則別記様式第 2 号（附則第 2 項関係）

屋外広告業変更届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届出者

住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表

者の氏名）

印

電話番号

屋外広告業の届出事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

氏 名 又 は 名 称		
住所又は所在地		
届 出 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
理 由		

附則別記様式第 3 号（附則第 3 項関係）

第

号

屋外広告業届出済証

氏名又は名称

住所又は所在地

講習会修了者等の氏名及び所属営業所名

役員の氏名

新潟市屋外広告物条例附則第 1 9 項の規定により、上記のとおり屋外広告業の届出
がなされていることを証します。

年

月

日

新潟市長

印

附 則（平成15年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第105号）

この規則中別表第1の改正規定（「市街化調整区域」を「市街化調整区域等」に改める部分及び同表中注2を注3とし、注1の次に注2を加える部分に限る。）は平成17年3月21日から、その他の改正規定は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第212号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月10日から施行する。

附 則（平成18年規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第6条第1項第3号の規定により市長の認定を受けている者は、改正後の第6条第1項第3号に規定する者となる資格を有する者とみなす。

附 則（平成19年規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行（前項ただし書の規定による施行をいう。）の日前に新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号。以下「条例」という。）の規定により許可を受け、又は適法に表示され、若しくは設置されている広告物等で、改正後の別表第1の規定に適合しないことになるものについては、改正後の別表第1の規定にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間、同表の規定に適合しているものとみなす。
- 3 前項の規定により別表第1の規定に適合するものとみなされた広告物等についてなされた条例の規定による許可の期間が満了した後において、改正後の別表第1の規定に適合しない広告物等で、当該広告物の改修、移転又は除却が容易でないと市長が認めるものについては、なお当分の間、同表の規定に適合しているものとみなす。

附 則（平成21年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）の規定により許可を受けている広告物等の規格については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間（当該広告物等のうち改修、移転又は除却が容易でないと市長が認める広告物等の規格については、当分の間）、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る広告物等の同条例第4条第1項に規定する変更又は改造の許可を受けようとする場合は、この限りでない。
- 3 この規則の施行の日前に適法に表示され、又は設置されている広告物等（前項に規定するものを除く。）の規格については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。ただし、当該広告物等の変更又は改造（軽微な変更又は改造を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。

附 則（平成 24 年規則第 12 号）

（施行期日）

この規則は、民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 79 号）

（施行期日）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成27年規則第81号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号、別記様式第2号の2、別記様式第4号、別記様式第5号から別記様式第7号までの規定、別記様式第10号、別記様式第10号の3、別記様式第12号から別記様式第14号の2までの規定、別記様式第14号の4、別記様式第14号の6、別記様式第14号の8、別記様式第14号の9、別記様式第14号の11、別記様式第15号及び別記様式第18号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 27 年規則第 82 号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 8 号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和 5 年規則第 48 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和 8 年規則第 42 号)

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

別表（条例第12条関係）

区 分	単 位	金 額
は り 紙	100枚までごとに	400円
は り 札 等	100枚までごとに	400円
立 看 板 等	1個	400円
広 告 幕 広 告 旗	1個	400円
電 柱 類 広 告	1個	400円
野 立 広 告 板 野 立 広 告 塔 屋 上 広 告 壁 面 広 告 突 出 広 告 懸 垂 幕 ア ー チ 広 告 つ り 下 げ 広 告	広告板の表示面積が5平方メートルまでごとに	1, 400円
ア ド バ ル ー ン	1個	1, 400円

注 この表に定めのない種類の広告物等に係る手数料の額については、この表に定める種類の手数料との均衡等を考慮して市長が別に定める。

別表第 1（第10条関係）

	種類	基準	
建築物又は工作物を利用するもの	屋上広告 （「屋上広告」とは、建築物の屋上に固定して設置するものをいう。）	表示数	1 面につき 1 広告内容（1 広告主）であること。
		高さ	15 メートル以下、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下 地上からの高さ 48 メートル以下
		表示面積	鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造又はこれらに類する強度を持つ建築物を利用するもの 設置する 1 建物につき総表示面積 300 平方メートル以内、かつ、1 面あたり 100 平方メートル以内 上記以外のもの 設置する 1 建物につき総表示面積 30 平方メートル以内
		表示位置	設置する建物の壁面の端から突き出さないこと。（照明機器等を除く。）
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	壁面広告 （「壁面広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものを除く。）及び外壁面に固定して設置された堅牢な枠組（懸垂装置等を除く。）を利用して表示する布状のものをいう。）	高さ	地上からの高さ 15 メートル以下 （自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）
		表示面積	設置する壁面の面積の 4 分の 1 以内（複数設置する場合は、壁面毎の総表示面積を対象とする。）
		表示位置	(1) 壁面の端から突き出さないものであること。 (2) 窓又は開口部をふさがないものであること。
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

	突出広告 （「突出広告」とは、建築物又は工作物の外壁面に固定して設置するもの（外壁面から突き出すものに限る。）をいう。）	表示個数	1 壁面につき 3 個以内（自家用広告物等で、表示個数が別表 2(2) 条例第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項の基準に適合するものを除く。）
		道路への突出幅	1 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
電柱又は街灯柱等を利用するもの	巻付広告及び直接塗装広告 （「巻付広告」又は「直接塗装広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに巻き付け、又は直接塗装するものをいう。）	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	地上から 1.2 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
	袖付広告 （「袖付広告」とは、電柱、街灯柱、電話柱その他これらに類するものを利用してこれらに袖付けにするものをいう。）	表示個数	柱 1 本につき 1 個
		長さ	1.5 メートル以下
		突出幅	0.8 メートル以下
		広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 4.5 メートル以上
		掲出方向	原則として道路の外側
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

広 告 塔 又 は 広 告 板	野立て広告塔 野立て広告板 （「野立て広告塔」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状のものをいう。） （「野立て広告板」とは、支柱が土地に定着するもので柱状又は塔状以外のものをいう。）	(1) 自家用 広告物等で別表第 2(2) 条第 10 条第 2 項第 1 号に掲げる広告物等の項に掲げるものの	高さ	地上からの高さ 15 メートル以下
			表示面積	30 平方メートル以内 （複数の営業所等の広告物を一の広告物として設置する場合にあっては、60 平方メートル以内、かつ、1 面 30 平方メートル以内）
			後退距離	市街化調整区域等にあつては、一般国道、主要地方道及び鉄道等（新幹線を除く。以下同じ。）の敷地境界線から 2 メートル以上
		(2) 特定の施設 の位置又は所在を表示し、又は案内することを目的とするもの	その他	ア 交通の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
			表示個数	住所又は 1 つの事業所、営業所若しくは作業場（以下「1 営業所等」という。）につき 2 個以内
			表示面積	1 個当たり 2 平方メートル以内 （複数の営業所等が共同で設置する広告物等にあつては、1 営業所等当たり 2 平方メートル以内で、かつ、総表示面積 10 平方メートル以内）
			高さ	地上から 3 メートル以下
			その他	ア 表示の内容は、誘導及び案内のために必要な文言又は図表に限ること。 イ 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 ウ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

		(3) 前2号に掲げるもの以外のもの	高さ	地上からの高さ 6メートル以下
			表示面積	30 平方メートル以内
			後退距離	市街化調整区域等にあつては、一般国道、主要地方道及び鉄道等の敷地境界線から 50 メートル以上
			広告物相互間距離	市街化調整区域等にあつて、高速自動車道及び新幹線の敷地境界線から 300 メートルを超え 500 メートル以内のもの 300 メートル以上 市街化調整区域等にあつて、一般国道、主要地方道及び鉄道等の敷地境界線から 100 メートル以内のもの 50 メートル以上
			その他	ア 交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
条例第6条第5号に規定するもの	アーチ広告 （「アーチ広告」とは、堅牢な材料を使用して作成され、道路を横断して設置されるものをいう。）	広告物等の下端までの高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道路上 地上から 5.0 メートル以上	
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
	アドバルーン （「アドバルーン」とは、気球を利用して表示するものをいう。）	(1) 長さ 10 メートル以下、幅 1.5 メートル以下の布片等に表示し、主綱に十分緊結すること。 (2) 掲揚中に建築物又は工作物に接触しないものであること。		
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	

	つり下げ広告 （「つり下げ広告」とは、アーケード類に固定して設置するものをいう。）	表示面積	4 平方メートル以下
		広告物等 の下端ま での高さ	歩道上 地上から 2.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道 路上 地上から 4.5 メートル以上
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用し ないこと。
	広告幕 （「広告幕」とは、布状のものをさお、ひも等に掛け、建築物又は工作物を利用して設置するもので容易に取りはずすことができるもの（壁面広告及び懸垂幕並びに野立て広告塔又は野立て広告板の一部として表示するものを除く。）をいう。）	大きさ	幅 1.2 メートル以下、長さ 15 メートル以下
		広告物等 の下端ま での高さ	歩道上 地上から 3.5 メートル以上 車道上及び歩車道の区分のない道 路上 地上から 5 メートル以上
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施 されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使 用しないこと。
	懸垂幕 （「懸垂幕」とは、布状のものを建築物又は工作物の外壁面に固定された懸垂装置等を利用して設置するものをいう。）	大きさ	布状のものの幅 1.8 メートル以 下、長さ 20 メートル以下
		表示面積	30 平方メートル以内
		個数	設置する壁面につき 5 個以内
		その他	(1) 外周に風圧に耐える措置が施 されていること。 (2) けい光塗料又は反射塗料を使 用しないこと。
	はり紙 （「はり紙」とは、紙製のものその他これに類するもので建築物その他の工作物等にはり付けるものをいう。）	表示面積	1.5 平方メートル以内
		その他	けい光塗料又は反射塗料を使用し ないこと。

はり札等 （「はり札等」とは、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）	表示面積	1.0 平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
広告旗 （「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
立看板等 （「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）	大きさ	縦 2 メートル以下、横 1 メートル以下
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。

注1 自家用広告物等とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等をいう。

2 市街化調整区域等とは、次に定める区域をいう。ただし、別に市長が指定する区域を除く。

(1) 新潟都市計画区域内の市街化調整区域

(2) 新潟都市計画区域以外で用途地域が定められていない区域

3 この表に定めのない種類の広告物等に係る基準については、この表に定める種類の基準との均衡等を考慮して市長が別に定める。

別表第2（第11条関係）

(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1施設又は1物件につき1個	
	表示面積	ア 0.5平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等		条例第7条（禁止地域）における基準	条例第7条（禁止地域）以外における基準
	表示個数（はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（以下「簡易広告物」という。）に係るものを除く。）	1営業所等につき3個以内	1営業所等につき5個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1営業所等につき10個以内	1営業所等につき10個以内
	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計10平方メートル以内	合計10平方メートル以内
	道路への突出幅	1メートル以内	1メートル以内
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。 イ 表示場所は屋上以外であること。	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等	表示個数	1団の土地又は1物件につき2個以内	
	表示面積	合計10平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。	
(4) 条例第10条第2項第3号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。	
	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(5) 条例第10条第3項に掲げる広告物等	表示面積	1平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第10条第5項第1号に掲げる広告物等		景観重要建造物及び景観重要樹木における基準	景観重要建造物及び景観重要樹木以外における基準
	表示面積	1物件につき5平方メートル以内	－

		ル以内	
	その他	ア けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。 イ 当該建造物及び樹木と調和したものであること。	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

別表第3（第11条関係）

広告物等の種類	区分	特別区域のうち古町花街地区新道ゾーンにおける基準
(1) 条例第10条第1項第4号に掲げる広告物等	表示個数	1施設又は1物件につき1個
	表示面積	ア 0.5平方メートル以内 イ 表示の方向から見た場合における当該施設又は当該物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(2) 条例第10条第2項第1号に掲げる広告物等	表示個数（簡易広告物に係るものを除く。）	1営業所等につき5個以内
	表示個数（簡易広告物に係るものに限る。）	1営業所等につき10個以内
	表示面積（簡易広告物に係るものを除く。）	合計1平方メートル以内
	道路への突出幅	1メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(3) 条例第10条第2項第2号に掲げる広告物等	表示個数	1団の土地又は1物件につき2個以内
	表示面積	合計1平方メートル以内
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用しないこと。
(4) 条例第10条第2項第3号に掲げる広告物等	表示期間	工事中に限り表示されるものであること。
	その他	ア 一般の宣伝の用に供されていないこと。 イ けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

(5) 条例第 10 条第 3 項 に掲げる広告物等	表示面積	1 平方メートル以内	
	その他	けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。	
(6) 条例第 10 条第 5 項 第 1 号に掲げる広告 物等		景観重要建造物及び 景観重要樹木における 基準	景観重要建造物及び 景観重要樹木以外に おける基準
	表示面積	1 物件につき 5 平方メ ートル以内	ー
	その他	ア けい光塗料又は反 射塗料を使用してい ないこと。 イ 当該建造物及び樹 木と調和したもので あること。	けい光塗料又は反射 塗料を使用していな いこと。

別記様式第1号（第2条関係）

屋外広告物許可申請書（新規・変更・継続）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者
住所（法人にあてはっては所在地）
氏名（法人にあてはは名称及び代表者の氏名）
電話番号
管理者
住所

氏名
電話番号
資格の名称

次のとおり申請します。

表示又は設置場所	新潟市				用途地域		
広告物の種類					数 量		
主な表示内容							
自家用の該当	有 無		自家用の場合、既存広告の合計表				m ²
表示面積等	縦	横	1枚の面積	面数	基数	地上からの高さ	合計の面積
	m	m	m ²			m	m ²
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで						
工事施工者住所							
工事施工者氏名							
工事施工者電話					屋外広告業登録番号		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで						
建築基準法による 工作物確認	有 申請中 不要 申請年月日 確認番号			道路法による 占用許可		有 申請中 不要 申請年月日 許可番号	
許可番号				許可年月日		年 月 日	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで						
主な変更内容							
※手数料金額							

注 ※印欄には記入しないで下さい。

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

報告者 住所（法人にあつては所在地）
(設置者等)
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

広告物等の点検結果を次のとおり報告します。今後とも補修その他必要な管理を怠らず、広告物等を良好な状態に保持します。

表示又は設置場所		新潟市							
広告物の種類及び数量					点検年月日	年 月 日			
許可番号					設置年月日	年 月 日			
点 検 結 果	区 分	点検内容			異常		異常及び改善の概要	改 善	
	基 礎	1	上部構造の全体の傾斜、ぐらつき		有	無		済	
		2	基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常		有	無		済	
	支 持 部	1	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		有	無		済	
		2	鉄骨接統部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		有	無		済	
		3	鉄骨接統部（ボルト）のゆるみ、欠落		有	無		済	
	取 付 部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		有	無		済	
		2	ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化		有	無		済	
		3	取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常		有	無		済	
	広 告 板 ・ 文 字	1	広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび		有	無		済	
		2	広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落		有	無		済	
		3	枠組み部材の破損、ねじれ		有	無		済	
	照 明 装 置	1	蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光		有	無		済	
		2	照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水		有	無		済	
		3	ネオン管・サポート類の破損		有	無		済	
		4	ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良		有	無		済	
	分 電 盤	1	分電盤の腐食、破損		有	無		済	
		2	電源配線経路の腐食、破損		有	無		済	
		3	安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷		有	無		済	
	そ の 他	1	避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷		有	無		済	
		2	図面との相違の有無		有	無		済	
		3	その他点検した事項 ()		有	無		済	
	特記事項								
	上記のとおり相違ありません。 管理者（点検者） 住所 氏名 資格の名称 電話番号								

別記様式第 2 号の 2（第 2 条関係）

（その 1）

屋外広告物景観事前協議申出書									
								年 月 日	
（宛先）新潟市長 申出者 住所（法人にあつては所在地） 郵便番号 氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号									
新潟市屋外広告物条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり申し出ます。									
表示又は設置場所		新潟市				用途地域			
申出対象広告物		該当する項目すべてに○印を付けてください。 1 地上からの高さが 1 5 メートルを超えるもの 2 地上からの高さが 1 5 メートルを超え、又は延べ面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超える建築物又は工作物の新築、増築、改築又は移転に伴い表示し、又は設置するもの 3 地上からの高さが 1 5 メートルを超え、又は延べ面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超える建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が当該外観の 2 分の 1 を超えるものに伴い表示し、又は設置するもの							
1	広告物の種類					自家用の該当		自家用・非自家用	
	主な表示内容								
	表示面積等	縦	横	1 枚の面積	面数	基数	地上からの高さ	合計面積	
		m	m	m ²	面	基	m	m ²	
2	広告物の種類					自家用の該当		自家用・非自家用	
	主な表示内容								
	表示面積等	縦	横	1 枚の面積	面数	基数	地上からの高さ	合計面積	
		m	m	m ²	面	基	m	m ²	
注 広告物が 3 以上の場合は、別紙として添付してください。									
設計者	住所								
	事業所名								
	担当者名					電話番号			
施工者	住所								
	事業所名					業登録番号			
	担当者名					電話番号			
連絡先	事業所名								
	担当者名					電話番号			

(その2)

現況チェックシート
1 設置予定地の周辺の道路形態は、どのようになっていますか。それを受け、形状、意匠等について、どのような景観上の配慮をしましたか。
2 設置予定地の周辺には、何が（河川、公園、建物、歴史的建物、史跡等、広告物等、その他）ありますか。それを受け、どのような景観上の工夫及び配慮をしましたか。
3 設置予定地とその周辺景観にどのような感想を持ちましたか。それを受け、どのような景観上の工夫及び配慮をしましたか。
4 設置する広告物により、周辺景観に対し、どのような影響を与えていると考えていますか。また、良好な景観形成のために、どのような課題を持ってデザイン及び設計をしましたか。
5 設置する広告物について、誰に対して何を伝えたいと考えて計画しましたか。また、そのためにどのような工夫及び配慮をしましたか。

別記様式第2号の3（第2条関係）

（その1）

屋外広告物特例許可申請書（新規・変更）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者
住所（法人にあ
っては所在地）
氏名（法人にあ
っては名称及び
代表者の氏名）
電話番号
管理者
住所

氏名
電話番号
資格の名称

次のとおり申請します。

表示又は設置場所	新潟市				用途地域		
広告物の種類					数 量		
主な表示内容							
自家用の該当	有 無		自家用の場合、既存広告の合計表示面積				m ²
表示面積等	縦	横	1枚の面積	面数	基数	地上からの高さ	合計の面積
	m	m	m ²			m	m ²
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで						
工事施工者住所							
工事施工者氏名							
工事施工者電話					屋外広告業登録番号		
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで						
建築基準法による 工作物確認	有 申請中 不要 申請年月日 確認番号			道路法による 占用許可		有 申請中 不要 申請年月日 許可番号	
許可番号					許可年月日	年 月 日	
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで						
主な変更内容							
※手数料金額							

注 ※印欄には記入しないで下さい。

(その2)

申請対象広告物	該当する項目すべてに○印を付けてください。 1 条例第4条の2に規定する広告物等 2 条例第10条の2第1項に規定する広告物等 3 条例第10条の2第2項に規定する広告物等
特例許可を受けようとする規定の内容及びその必要性	
条例第10条の2第1項に規定する広告物等の場合	
広告料収入の全部又は一部を設置・維持管理に要する費用に充てていることが分かる資金計画	
条例第10条の2第2項に規定する広告物等の場合	
広告料収入の全部又は一部を地域における公共的な取組に要する費用に充てていることが分かる資金計画	

(その3)

チェックシート	
確認項目	確認項目についての説明を記載してください
公益性・社会貢献への配慮事項	
広告物の意匠上の配慮事項	
周囲の景観への配慮事項	
公衆への危害防止の配慮事項	

別記様式第3号（第2条関係）

屋外広告物許可書									
					第				号
						年	月		日
住所（法人にあつては所在地）									
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）									
					新潟市長	印			
年 月 日付で申請のあった屋外広告物について、下記のとおり許可します。									
記									
1 許可の期間		年		月		日から		年 月 日まで	
2 許可の条件									

別記様式第4号（第6条関係）

（表）

認定申請書		
年 月 日		
(宛先) 新潟市長		
申請者		
住所		
氏名		
電話番号		
新潟市屋外広告物条例施行規則第6条第1項第3号に該当する者としての認定を受けたいので、該当することを証する書類を添えて下記のとおり申請します。		
現在（現在勤務していない場合にあっては最終）の所属営業所の所在地、名称及び電話番号	所在地	
	名 称	
	電 話	()
現在（現在勤務していない場合にあっては最終）の所属営業所における責任者としての従事期間	年 月 日から 年 月 日まで（注）	
注 所属営業所における責任者として現在も従事している場合は、申請日の日付を記入してください。		

(裏)

過去の所属営業所の所在地、 名称及び電話番号	所在地	
	名 称	
	電 話	()
過去の所属営業所における 責任者としての従事期間	年 月 日から 年 月 日まで	

過去の所属営業所の所在地、 名称及び電話番号	所在地	
	名 称	
	電 話	()
過去の所属営業所における 責任者としての従事期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 上の欄に前の所属営業所、下の欄にその前の所属営業所を記載してください。なお、さらにこれらより前に所属していた営業所がある場合は、この裏面の書式を別紙で作成してください。

別記様式第4号の2（第6条関係）

第		号
資格認定証		
住所		
氏名		
生年月日		
上記の者は、新潟市屋外広告物条例施行規則第6条第1項第3号の規定により、資格を有することを認定します。		
年	月	日
新潟市長		印

別記様式第5号（第7条関係）

屋外広告物取付完了届出書			
年 月 日			
(宛先) 新潟市長			
届 出 者			
住所（法人にあつては所在地）			
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
広告物等の取付けが完了したので、次のとおり届け出ます。			
表示又は設置場所	新潟市	用途地域	
種 類		数 量	
許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
工事施工者住所			
工事施工者氏名			
工事施工者電話		屋外広告業登録番号	
取付け完了年月日	年 月 日		
カラー写真			

別記様式第6号（第9条関係）

屋外広告物管理者等変更届出書			
		年	月 日
(宛先) 新潟市長			
届出者			
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）			
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
管理者等に変更があったので、新潟市屋外広告物条例第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。			
表示又は設置場所		新潟市	
種	類	数	量
許可期間		年 月 日から 年 月 日まで	
許可年月日		年 月 日	許可番号
変更項目		1 表示者 2 設置者 3 管理者	
変更前	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）	電話番号	()
	管理者の資格の名称	1 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士を含む。） 2 一級建築士 3 ネオン工事士 4 市長が認定した者	
変更後	住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）	電話番号	()
	管理者の資格の名称	1 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士を含む。） 2 一級建築士 3 ネオン工事士 4 市長が認定した者	

注 変更項目の欄及び管理者の資格の名称の欄については、該当するものの番号を○で囲んでください。

別記様式第7号（第13条関係）

許可申請手数料免除申請書			
年 月 日			
(宛先) 新潟市長			
届 出 者			
住所（法人にあつては所在地）			
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
次のとおり許可申請手数料の免除を受けたいので、申請します。			
表示又は設置場所	新潟市	用途地域	
種 類		数 量	
主 な 表 示 内 容			
表 示 目 的			
表示又は設置期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
手 数 料			
免 除 理 由			

別記様式第8号（第14条関係）

許可証票

許可番号

第 号

屋外広告物許可済証

許可期限 年 月 日まで

管 理 者	住所	
	氏名	

新潟市

注 大きさは、直径8センチメートルとする。

別記様式第9号（第14条関係）

許可証票

許可番号

第 号

屋外広告物許可済証

許可期限 年 月 日まで

管 理 者	住所	
	氏名	

新潟市

注 大きさは、直径4センチメートルとする。

別記様式第10号（第15条関係）

屋外広告物等除却・滅失届出書			
年 月 日			
(宛先) 新潟市長			
届 出 者			
住所（法人にあつては所在地）			
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）			
電話番号			
屋外広告物等（を除却・が滅失）したので、次のとおり届け出ます。			
表示又は設置場所	新潟市	用途地域	
種 類		数 量	
許 可 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
除却・滅失年月日	年 月 日		

別記様式第10号の2（第15条の3関係）

[illegible]

別記様式第10号の3（第15条の4関係）

受 領 書

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

返還を受けた者
住所（法人にあ
っては所在地）

氏名（法人にあ
っては名称及び
代表者の氏名）

印

下記のとおり広告物等（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日		
返還を受けた場所		
返還を 受けた 広告物 等	保管番号	
	種類又は主な表示内容	
	数量	
(返還を受けた金額)		

別記様式第11号（第15条の5関係）

（表）

身分証明書	
第	号
所属部課	
職 氏名	
年	月 日生
上記の者は、新潟市屋外広告物条例第20条に規定する立入検査員であることを証明する。	
年	月 日交付
年	月 日まで有効
新潟市長 印	

5センチメートル以上

8センチメートル以上

（裏）

新潟市屋外広告物条例（抜粋）

（立入検査等）

第20条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第12号（第16条の2関係）

（その1）

屋外広告業登録申請書		
年 月 日		
(宛先) 新潟市長		
申請者		
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）		
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
新潟市の区域内における屋外広告業の登録を受けたいので、新潟市屋外広告物条例第22条第1項又は第3項の規定により、条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添えて、下記のとおり申請します。		
登録の種類	1 新規	2 更新
法人又は個人の別	1 法人	2 個人
現に受けている登録の年月日及び登録番号	年 月 日 新潟市屋外広告業登録第 号	
フリガナ		
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名） 生年月日（法人にあっては代表者の生年月日）	年 月 日	
住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	〒 電話 ()	
主たる業務の内容		
本市の区域 において営 業を行う主 たる営業所	名 称	
	所在地	〒 電話 ()

(その2)

	フリガナ			
	業務主任者の氏名			
	業務主任者の資格			
	業務主任者の資格 を証する書面の番号			
法人である場合の役員（業務 を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者） の役職名及び氏名	役職名	氏名（フリガナ）		
法定代理人 （登録申請 者又はその 役員が未成 年者である 場合のみ記 入してくだ さい。）	フリガナ			
	氏名・生年月日 （法人にあっては、 商号、名称並びに 代表者の氏名及び 生年月日）	年 月 日		
	住 所 （法人にあって は、主たる事務 所の所在地）	〒 電話 （ ）		
	法人である場合の その役員（業務を 執行する社員、取 締役、執行役又は これらに準ずる 者）の役職名及び 氏名	役職名	氏名（フリガナ）	
他の地方公共団体における 登録状況	登録を受けた 地方公共団体	登録年月日	登録番号	

(その3)

営業所	名 称	
	所 在 地	〒 電話 ()
	フリガナ	
	業務主任者の 氏名	
	業務主任者の 資格	
	業務主任者の 資格を証する 書面の番号	
営業所	名 称	
	所 在 地	〒 電話 ()
	フリガナ	
	業務主任者の 氏名	
	業務主任者の 資格	
	業務主任者の 資格を証する 書面の番号	
営業所	名 称	
	所 在 地	〒 電話 ()
	フリガナ	
	業務主任者の 氏名	
	業務主任者の 資格	
	業務主任者の 資格を証する 書面の番号	
備考		

別記様式第13号（第16条の2関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）新潟市長

登録申請者及びその役員並びに法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）は、新潟市屋外広告物条例第22条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

提出者の区分（該当する方を○で囲んでください。）

登録申請者 ・ 法定代理人

新潟市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第22条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） 第24条第1項の規定により登録が取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （2） 屋外広告業者（第22条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第24条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- （3） 第24条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （4） この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6） 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7） 第22条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

別記様式第14号（第16条の2関係）

法人の役員 本人 法定代理人 法定代理人(法人)の役員 の略歴書			
(宛先)新潟市長			
住所		〒 電話 ()	
フリガナ			
氏 名 生年月日		年 月 日	
略歴	期間	職務内容	勤務先
賞罰	年月日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			

別記様式第14号の2（第16条の2関係）

業務主任者の略歴書			
(宛先) 新潟市長			
住所	〒 電話 ()		
フリガナ			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
第22条 の9第1 項に規定 する資格	1 登録試験機関の試験合格者（屋外広告士を含む。） 2 都道府県・政令指定都市・中核市の講習会修了者 3 職業能力開発促進法に基づく該当者		
	講習会修了者 は、講習会受 講地方公共団 体名		証 書 番 号
略歴	期間	職務内容又は業務内容	勤務先
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名			

別記様式第14号の3（第16条の3関係）

（その1）

現に受けている登録の年月 日及び登録番号		年 月 日 新潟市屋外広告業登録第 号	
法人又は個人の別		1 法人 2 個人	
フリガナ			
氏名（法人にあつては商号 又は名称及び代表者の氏 名） 生年月日（法人にあつては 代表者の生年月日）		年 月 日	
住所（法人にあつては主た る事務所の所在地）		〒 電話 （ ）	
主たる業務の内容			
本市の区域 内において 営業を行う 主たる営業 所	名 称		
	所 在 地	〒 電話 （ ）	
	フリガナ		
	業務主任者の 氏名		
	業務主任者の 資格		
	業務主任者の 資格を証する 書面の番号		
法人である場合の役員（業 務を執行する社員、取締 役、執行役又はこれらに準 ずる者）の役職名及び氏名		役職名	氏名（フリガナ）

(その2)

法定代理人 (登録申請者又はその役員が未成年者である場合のみ記入してください。)	フリガナ			
	氏名・生年月日 (法人にあっては、商号、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)	年 月 日		
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒		
		電話 ()		
	法人である場合 のその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の 役職名及び氏名	役職名	氏名(フリガナ)	
他の地方公共団体における 登録状況	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号	
営業所	名 称			
	所 在 地	〒		
		電話 ()		
	フリガナ			
	業務主任者の氏名			
	業務主任者の資格 業務主任者の資格を 証する書面の番号			

(その3)

営業所	名 称	
	所 在 地	〒 電話 ()
	フリガナ	
	業務主任者の氏名	
	業務主任者の資格	
	業務主任者の資格を 証する書面の番号	
営業所	名 称	
	所 在 地	〒 電話 ()
	フリガナ	
	業務主任者の氏名	
	業務主任者の資格	
	業務主任者の資格を 証する書面の番号	
備考		

別記様式第14号の4（第16条の3関係）

屋外広告業者登録簿・屋外広告業者監督処分簿閲覧申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者

住所

氏名

電話番号

新潟市の屋外広告業者登録簿又は屋外広告業者監督処分簿の閲覧をしたいので、新潟市屋外広告物条例施行規則第16条の3第2項又は第19条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

1 閲覧を希望する簿冊（○で囲んでください。）

屋外広告業者登録簿

屋外広告業者監督処分簿

2 閲覧の目的

3 屋外広告業者名

受付欄

本人確認

--

別記様式第14号の5（第16条の4関係）

屋外広告業登録済証

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

登録年月日

登録番号 第 号

登録の有効期間の満了日

新潟市屋外広告物条例第22条第1項又は第3項の規定により、添付された書類の内容のとおり屋外広告業の登録がなされていることを証します。

年 月 日

新潟市長 印

- 注1 登録の有効期間の満了後も引き続き本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、新潟市屋外広告物条例第22条第3項の規定により、登録の有効期間の満了前に、更新の手続をしてください。
- 2 この屋外広告業登録済証及び市長に届け出た記載内容により、屋外広告業登録票を作成し、本市の区域内において営業を行う営業所の全てに必ず掲げてください。

別記様式第14号の6（第16条の6関係）

屋外広告業登録事項変更届出書				
年 月 日				
(宛先) 新潟市長				
届出者				
住所（法人にあつては主たる事務所				
の所在地）				
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）				
電話番号				
屋外広告業の登録事項に変更があったので、新潟市屋外広告物条例第22条の5第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。				
登録番号		新潟市屋外広告業登録第 号		
登録年月日		年 月 日		
法人又は個人の別		1 法人 2 個人		
フリガナ				
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）				
生年月日（法人にあつては代表者の生年月日）		年 月 日		
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		〒		
		電話 ()		
変更内容	変更事項	変更前	変更後	変更年月日

別記様式第14号の7（第16条の6関係）

屋外広告業変更登録済証

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

登録年月日

登録番号 第 号

登録の有効期間の満了日

新潟市屋外広告物条例第22条の5第1項の規定により、添付された書類の内容のとおり屋外広告業の変更登録がなされていることを証します。

年 月 日

新潟市長 印

- 注1 登録の有効期間の満了後も引き続き本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、新潟市屋外広告物条例第22条第3項の規定により、登録の有効期間の満了前に、更新の手続をしてください。
- 2 この屋外広告業変更登録済証及び市長に届け出た記載内容により、屋外広告業登録票を作成し直し、本市の区域内において営業を行う営業所の全てに必ず掲げてください。

別記様式第14号の8（第16条の7関係）

屋外広告業廃業等届出書	
年 月 日	
(宛先) 新潟市長	
届出者	
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
新潟市の区域内における屋外広告業を廃止したので、新潟市屋外広告物条例第22条の7第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
登録番号	新潟市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
法人又は個人の別	1 法人 2 個人
フリガナ	
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）	
生年月日（法人にあつては代表者の生年月日）	年 月 日
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	〒 電話（ ）
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産による解散 4 合併及び破産以外の理由による解散 5 分割による承継 6 本市の区域内での廃止
届出の理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	1 相続人 2 法人を代表する役員であった者 3 破産管財人 4 清算人 5 承継させた法人 6 本人

別記様式第14号の9（第16条の8関係）

屋外広告業休止届出書		
年 月 日		
(宛先) 新潟市長		
届出者		
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）		
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）		
電話番号		
新潟市の区域内における屋外広告業を休止したいので、新潟市屋外広告物条例第22条の9第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
登録番号	新潟市屋外広告業登録第 号	
登録年月日	年 月 日	
法人又は個人の別	1 法人 2 個人	
フリガナ		
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）		
生年月日（法人にあつては代表者の生年月日）	年 月 日	
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	〒 電話 ()	
休止する 営業所	名 称	
	所在地	〒 電話 ()
	業務主任者を選任できなくなった日	
	業務主任者を選任できなくなった理由	

屋外広告業休止証		
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）		
登録年月日		
登録番号	第	号
登録の有効期間の満了日		
新潟市屋外広告物条例第 2 2 条の 9 第 3 項の規定により、屋外広告業の休止の届出 がなされていることを証します。		
年	月	日
新潟市長		印
注 登録の有効期間の満了前に、引き続き本市の区域内で屋外広告業を営むため休止 を解除したいときは、新潟市屋外広告物条例第 2 2 条の 9 第 4 項の規定により、登 録の有効期間の満了前に、休止解除の手続をしてください。		

別記様式第14号の11（第16条の8関係）

（表）

屋外広告業休止解除届出書	
年 月 日	
(宛先) 新潟市長	
届出者	
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
新潟市の区域内における屋外広告業の休止を解除したいので、新潟市屋外広告物条例第22条の9第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。	
登録番号	新潟市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
法人又は個人の別	1 法人 2 個人
フリガナ	
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名） 生年月日（法人にあつては代表者の生年月日）	年 月 日
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	〒 電話 ()
休止を解除する営業所	名 称
	所在地
	〒 電話 ()

(裏)

	フリガナ	
	業務主任 者の氏名	
	業務主任 者の資格	
	業務主任 者の資格 を証する 書面の番 号	

別記様式第14号の12（第16条の8関係）

屋外広告業休止解除証

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

登録年月日

登録番号 第 号

登録の有効期間の満了日

新潟市屋外広告物条例第22条の9第4項の規定により、屋外広告業の休止解除の届出が受理されていることを証します。

年 月 日

新潟市長 印

注 1 登録の有効期間の満了後も引き続き本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、新潟市屋外広告物条例第 22 条第 3 項の規定により、登録の有効期間の満了前に、更新の手続をしてください。

2 この屋外広告業休止解除証及び市長に届け出た記載内容により、屋外広告業登録票を作成し直し、本市の区域内において営業を行う営業所の全てに必ず掲げてください。

別記様式第14号の13（第16条の9関係）

新潟市屋外広告業登録票	
氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）	
登録番号	
登録年月日	
営業所の名称	
この営業所の業務主任者の氏名	

35センチメートル以上

40センチメートル以上

別記様式第15号（第17条関係）

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

（宛先）新潟市長 様

申 込 者 氏

住所

氏名

電話番号

写真貼付
上半身脱帽
最近6月以
内に撮影し
たもの

屋外広告物講習会を受講したいので、次のとおり申し込みます。

生 年 月 日	年 月 日
所属営業所名又は勤 務先名	
所属営業所又は勤 務先の所在地及び 電話番号	
受講科目の一部 （屋外広告物の施 工に関する事項） の免除資格の有無	有 ・ 無 （有資格者で、免除を申請しようとする者は、 講習科目の一部免除申請書を併せて提出して ください。）

注 写真の大きさは、縦5センチメートル、横4センチメートルに
してください。

別記様式第16号 (第17条関係)

[illegible]

別記様式第17号（第17条関係）

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、新潟市屋外広告物条例第23条第1項の規定による、講習会の課程を修了したことを証する。

年 月 日

新潟市長 印

別記様式第18号（第18条関係）

講習科目一部免除申請書	
年 月 日	
(宛先) 新潟市長 様	
申 請 者 氏	
住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
新潟市屋外広告物条例施行規則第18条第2項の規定に基づき講習科目の免除を受けたいので、次のとおり申請します。	
保有している資格の名称	
資格の取得年月日及び登録番号	

別記様式第19号（第19条関係）

現に登録を受けている登録の 年月日及び登録番号	年 月 日 新潟市屋外広告業登録第 号
法人又は個人の別	1 法人 2 個人
フリガナ	
氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名） 生年月日（法人にあつては代表者の生年月日）	 年 月 日
住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	〒 電話 （ ）
処分年月日	年 月 日
処分の原因となった行為等	
処分の根拠となる条例の条項及び罰則等の適用状況	
その他参考となる事項	